

まちづくりだより

第83号

船橋市建設局都市整備部

飯山満土地区画整理事務所

TEL 047-469-8511

FAX 047-469-8500

E-mail hasama@city.funabashi.lg.jp

1. 平成30年度の取り組みについて

日頃より、飯山満地区土地区画整理事業に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

平成30年度も引き続き、仮換地指定や都市計画道路3・4・27号前原東飯山満町線の関連の造成工事など、下記図面箇所の工事を予定しており、事業の早期完成を目指していきたくと考えております。

・平成30年度工事予定



■平成30年度の取り組み概要

① 工事

東葉高速鉄道北側の49街区、南側の都市計画道路3・4・27号前原東飯山満町線の関連工事、7街区等の区画道路築造工事、下水道工事を行い、関連する街区の使用収益開始を目指して工事を進めます。

また、千葉県葛南土木事務所の発注により、飯山満川の河川改修工事及び2号調節池の築造工事が引き続き行われます。

② 仮換地指定

事業計画に合わせた仮換地指定を、工事進捗に応じて順次行っていきます。

③ 調査・交渉等

移転に伴う補償費を算出するため、建物等の調査や契約に向けた交渉を個別に行います。

※ 仮換地指定や調査・交渉等の実施については、対象の方に別途お知らせいたします。

2. 事業区域内の建築等の行為について

土地区画整理事業施行区域内の土地に建築物等を建築しようとする場合や土砂等を搬出入しようとする場合は、土地区画整理法第76条の規定により制限があり、市長の許可が必要になります。

また、土地区画整理事業施行区域は18.5haに縮小しましたが、これまでの施行区域21.4haで地区計画が定められたことから、地区計画区域内の土地に建築物を建築しようとする場合等は、「地区計画の区域内における行為の届出書」の提出が必要となります。

3. その他

- ・ 土地区画整理事業施行区域内の土地について、売買、または相続等で所有権が代わった場合、及び引越し等により住所が変更した場合は、ご面倒でも当事務所までご連絡頂けますようお願いいたします。
- ・ 事業に関する疑問やご質問などがございましたら、お気軽に飯山満土地区画整理事務所へご連絡下さい。